都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に 関する基準の一部を改正する省令の施行等について

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号。以下「改正法」という。)が平成22年12月10日に公布され、同日から施行されたところである。

これに伴い、障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成22年厚生労働省令第123号)が同日に公布、施行され、また、別紙のとおり介護給付費等の支給決定について(平成19年3月23日障発第0323002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「支給決定通知」という。)を改正し、同日から適用することとしたところである。

その改正の趣旨は、改正法により障害者自立支援法(平成17年法律第123号)の目的規定等にある「その有する能力及び適性に応じ」との文言が削除されたことに伴い、障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第173号)及び支給決定通知においても同様の規定の整理を行うことであるので、御了知の上、管内市(区)町村に対して周知願いたい。

障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準の一部を改正する省令案

新 旧 対 照 条 文

障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十三号)新旧対照表

生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければな 指定相談支援の事業は、 改 利用者が自立した日常生活又は社会 正 案 第二条 2 5 応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配 慮して行われるものでなければならない。 指定相談支援の事業は、利用者がその有する能力及び適性に (略) 現 行 (傍線部分は改正部分)

2~5 (略)

## 新旧対照表

## 介護給付費等の支給決定について

(平成19年3月23日障発第0323002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)(改正部分のみ抜粋)

(下線の部分は改正部分)

改正後	現行
第一~第四 (略)	第一~第四 (略)
第五 介護給付費等に係る支給決定	第五 介護給付費等に係る支給決定
1 (暗答)	1 (昭各)
2 訓練等給付費に係る支給決定 申請に係る障害福祉サービスについて訓練等給付費の支給決定をする場合 の留意事項は、申請者の障害の種類及び程度その他の状況が、報酬告示の規定 に基づき、当該障害福祉サービスの所定単位数が算定される場合(解釈運用に 当たっては、報酬解釈通知に定める各障害福祉サービスの対象者を参照するこ と。)に該当することを確認するほか、基本的には介護給付費の場合と同様で あるが、一部のサービスを除き、一定期間の訓練を行うサービスであることを 踏まえ、障害者本人の希望を尊重しつつ、より適切なサービスの利用を図る観 点から、利用を希望する障害福祉サービスについて、当該サービスの継続利用 についての利用者の最終的な意向を確認した上で、当該サービスの利用が適切 か否かの客観的な判断を行うための期間(以下「暫定支給決定期間」という。) を設定した支給決定(以下「暫定支給決定」という。)を行うものとする。	2 訓練等給付費に係る支給決定 申請に係る障害福祉サービスについて訓練等給付費の支給決定をする場合 の留意事項は、申請者の障害の種類及び程度その他の状況が、報酬告示の規定 に基づき、当該障害福祉サービスの所定単位数が算定される場合(解釈運用に 当たっては、報酬解釈通知に定める各障害福祉サービスの対象者を参照するこ と。)に該当することを確認するほか、基本的には介護給付費の場合と同様で あるが、一部のサービスを除き、一定期間の訓練を行うサービスであることを 踏まえ、障害者本人の希望を尊重しつつ、その有する能力及び適性に応じ、よ り適切なサービスの利用を図る観点から、利用を希望する障害福祉サービスに ついて、当該サービスの継続利用についての利用者の最終的な意向を確認した 上で、当該サービスの利用が適切か否かの客観的な判断を行うための期間(以 下「暫定支給決定期間」という。)を設定した支給決定(以下「暫定支給決定」
$(1) \sim (3)$ (略)	という。)を行うものとする。 (1)~(3) (略)

3 (略)	3 (略)
第六~第八 (略)	第六~第八 (略)